クロノス株式会社

クロノス公認ベーシックインストラクター制度規約

第1条 総則

本規約は、クロノス公認ベーシックインストラクター制度(以下、「ベーシックインストラクター制度」という)の実施条件に関する取扱いを定めるものである。

本規約に定めのない事項、本規約に疑義が生じた事項については、クロノス株式会社とベーシックインストラクターが両者協議の上解決するものとする。

第2条 定義

(1) 本規約でベーシックインストラクター制度とは、クロノス株式会社(以下、「クロノス」という)がクロノス Performance に関する製品知識が一定のレベルに達していることを確認するための試験であり、試験に合格した者（以下、「ベーシックインストラクター」という）にベーシックインストラクターとして活動する資格を授与する制度をいう。

(2) ベーシックインストラクターは本規約に従い、対象製品の販売や導入指導などの業務を行うものとする。

(3) 本規約は、クロノスよりベーシックインストラクターに対し、変更の 30 日前までに事前通知することにより変更できるものとする。

第3条 資格取得要件

ベーシックインストラクターの取得には、以下の要件を満たすものとする。

1. クロノス Performance について、基本機能を理解し業務についての知識があること
2. 業務ソフトの指導が適切に行える能力があり、給与業務の知識があること
3. Windows(*)の基礎知識があること
4. クロノスが実施するベーシックインストラクターの試験に合格していること

(*) Windows は、米国 Microsoft Corporation の登録商標です。

第4条 地位の譲渡

ベーシックインストラクターは、ベーシックインストラクターの地位をいかなる理由によっても第三者に譲渡することはできない。

第5条 届け出義務

ベーシックインストラクターは、所属先会社名、氏名、連絡先など、申請内容に変更があった場合は事前に seminar@xronos-inc.jp 宛に届け出るものとする。

第6条 有効期間と更新、停止

(1) ベーシックインストラクター資格の有効期限は、ベーシックインストラクター試験合格後、クロノスが公認インストラクターとして認定した日より 1 年とする。

(2) ベーシックインストラクター資格を更新する場合、有効期限内にクロノスよりベーシックインストラクターに送付する更新費用請求書のお振込完了後、クロノスでの入金確認をもって更新の意思表示と認め、ベーシックインストラクターの資格の有効期限は１年間延長されるものとする。

(3) 前号の入金確認日が金融機関の休業日等のベーシックインストラクターの責めによらず有効期限到来日を過ぎた場合は、有効期限内の更新の意思表示とみなす。

(4) ベーシックインストラクター資格の有効期限内において、公認インストラクター資格の内容およびクロノス製品に重大な変更があった場合、クロノスの指定する方法で資格の更新手続きを行うものとする。クロノスの指定する期日までに更新しない場合は、クロノスの指定する期間満了日をもって資格は停止するものとする。

(5) ベーシックインストラクターが、ベーシックインストラクター資格の更新手続きを有効期限内に行わない場合は、第７条に定める特典は付与されないものとする。但し、第６条４項の定めによりベーシックインストラクター資格が停止された場合も、資格停止日から３年以内は更新料を追納することにより資格を再開できるものとする。尚、資格の停止から３年以上経過した場合、資格は喪失するものとし、再取得を希望する場合は再度第３条４項に定める試験の合格を要するものとする。

第7条 特典

ベーシックインストラクターは、以下の特典を付与するものとする。

1. 認定証明書と認定証
2. クロノスより、新製品情報・バージョンアップ情報・販促物の提供
3. クロノスによる各種セミナー・勉強会への参加
4. クロノスホームページへの、認定会社として掲載
5. ベーシック認定ロゴの使用
6. 指導案件の紹介

第8条 禁止事項

ベーシックインストラクターが、以下の事項を行うことは禁止するものとする。

1. 指導先の同意の有無にかかわらず、指導先のユーザー情報（「ＩＤ」「パスワード」等）を指導先のパーソナルコンピューター以外で認証すること
2. 指導先のクロノス製品に無断ログイン、データの改変等を行うこと
3. クロノス又はユーザーのクロノス製品の利用を妨害し、これらに支障を与えること
4. 指導先の同意の有無にかかわらず、ユーザー及び従業員等に関する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」により定義されるものをいう）並びに機密情報（ユーザーが保有する技術上・営業上その他一切の情報をいう）を複製・複写（文書、電磁的記録媒体、電子的記録媒体、その他一切の記録媒体への記録・接続行為を含む）・持出し等を行うこと
5. その他、クロノスが不適切と判断する行為を行うこと

第9条 資格喪失

クロノスは以下の事由のうちいずれか一つに該当する事由が発生した場合は、直ちにベーシックインストラクター資格を喪失させることができるものとする。また、ベーシックインストラクター資格を喪失した者は、以後ベーシックインストラクターとしての活動は一切禁止とする。なお、資格喪失によりベーシックインストラクターに生じたいかなる結果についても、クロノスはなんら責任を負わないものとする。

1. 第３条に定める資格要件を喪失したとき
2. 第６条に定めるクロノスの指定する期間満了日を経過したとき

3. 第 8 条に定める禁止事項に抵触する行為を行ったとき
4. ベーシックインストラクターに連絡が取れない状態が 1 か月以上続いたとき
5. ベーシックインストラクターの品位と名誉を著しく毀損し、クロノスあるいは他のパートナー及び、インストラクターもしくはユーザーに迷惑をかけたとき
6. ベーシックインストラクターが本規約に違反したものとクロノスが判断したとき

第 10 条　準拠法・裁判管轄

(1) 本規約の解釈にあたっては，日本法を準拠法とします。
(2) 本規約に関して紛争が生じた場合には，東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

改定日：2024 年9月9日

以　上